

写

30文科会第1105号
平成31年1月25日

大臣官房五課長
大臣官房文教施設企画・防災部長
各局長
国際統括官
研究開発局開発企画課長
国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
スポーツ庁長官
文化庁長官

殿

文部科学省大臣官房会計課長

木村直人

(公印省略)

公募型事業における事業者の選定方法について(通知)

昨年10月、文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム(以下「調査・検証チーム」という。)により『文部科学省幹部職員の事案等に関する調査報告(中間まとめ)』(以下「調査報告書」という。)が取りまとめられ、その中の「公募型事業の平成30年度選定プロセスに係る調査結果」において、問題となる事案は特段確認されなかったものの、現在の文部科学省における事業者の選定方法についてはいくつかの改善すべき点が見られるとの指摘がなされました。このため、調査・検証チームからの意見等を踏まえ、今般、委託事業及び補助事業における事業者選定手続き等について、下記のとおり改善策を講じることとしましたので通知します。

各部署局長並びに支出負担行為担当官においては、それぞれの事業担当課に対し本通知を遵守し、適切に業務を行う旨の指導をお願いします。

記

第1 委託事業

委託事業については、調査報告書の指摘事項に対する改善策として次の手続きを遵守すること。また、調査報告書においては、委託事業の運用マニュアルを改訂して職員の着実な理解を図る必要があるとの指摘もなされたことを受け、この度、『委託事業の調達標準処理マニュアル』及び『文部科学省委託事業等における手引き』を改訂したので、これらに沿って適切に業務を行うこと。

1. 審査委員の選定において

(1) 審査委員選定の3原則を遵守すること

文部科学省では、委託事業における公募の審査は①原則として全員が外部の有識者であ

ること、②原則として5名以上の審査委員によって審査を行うこと、としている。そして、平成27年12月の会計課長通知においてその徹底を図り、また平成29年3月の会計課長通知では③外部の有識者に文部科学省からの出向者及び元文部科学省等の職員を含めてはならないことを規定している。この度の平成30年度の公募型事業の選定プロセスの調査では、この3原則が遵守されていない事業が見受けられたことから、再度、その徹底を求める。なお、「元文部科学省職員」には、元々大学等の教員や研究者であって過去10年以前に文部科学省職員として数年間在籍していた者は含まれないこととするので留意願いたい。

(2) 各事業の公募ごとに「審査要領」を定め、審査委員に周知を図ること

公平かつ公正な競争という観点から、審査委員及び担当職員にも遵守しなければならない事項を「審査要領」として定め、審査委員に周知を図ること。なお、「審査要領」には以下の事を必ず記載すること。

- 事業の選定は審査委員会によって決定すること
- 審査委員は、審査で知り得た情報を口外してはならないこと
- 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きがけがあった場合は必ず事務担当課にそのことを申し出なければならないこと^{※1}
- 審査委員は、「審査委員の利害関係者に対する審査基準」^{※2}に従わなければならないこと

※1 事務担当課は審査委員全員及び大臣官房会計課監査班にそのことを報告しなければならない。

※2 「審査委員の利害関係者に対する審査基準」は別紙1を参照。

2. 公募において

(1) 公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は認めないことを公募要領等に明記し遵守すること

(2) 事務担当課は、競争参加者からの問い合わせ及び相談等にはホームページ等を通じて等しく周知し、公平・公正に対応しなければならないことを公募要領等に明記し遵守すること

※公平・公正な競争という観点より、公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は当然ながら認めてはならない。また、競争参加者からの問い合わせ及び相談等にはホームページ等を通じて等しく周知する必要がある。そのことは総合評価落札方式の場合は入札説明書に、企画競争の場合は公募要領に明記すること。

3. 審査において

(1) 各審査委員の評価結果を必ず共有すること

事業の選定は審査委員会によって決定されることからすれば、審査委員がそれぞれの評価結果を把握していないことは適切な選定とはいえない。それでは、事業担当課が得点や評価結果を操作しているとの疑念を抱かれかねない。また、審査委員の事実誤認等による誤った審査結果を正すためにも評価結果を共有することは重要であり、事業の選定に際しては必ず各審査委員の評価結果を委員全員で共有しなければならない。

(2) 採択件数の決定も審査委員会にて行うこと

事業の選定は審査委員会によって決定されることからすれば、公募要領等に採択予定件数を記載していた場合で当該予定件数を変更する場合には公平かつ公正を期すため、採択件数について審査委員会で変更の必要性・合理性について議論し決定すること。

(3) すべての競争参加者に対し審査結果を通知し不採択の場合は不採択理由を明記すること

審査結果は競争に参加したすべての者に通知すること。その際、当該通知には少なくとも採択者の数とすべての競争参加者の評価点を記載すること。また不採択者に対してはこれに加え、不採択の主たる理由についても記載すること。

第2 補助事業

法令や交付要綱等において、補助目的に則し補助対象や各種手続き等が規定されているところであり、事業者の選定プロセスについては、補助目的やその性質により事業毎に様々な手続きを定めて実施されているところですが、調査・検証チームより、競争性の高い補助事業については、委託事業の手続きに準じ、基準を設けるなどの方策を講じるべきとの意見等があったので、次の手続きを遵守すること。

1. 委託事業の例に準じて選定プロセスを実施すべき事業

申請者からの企画提案について外部有識者による審査委員会の評価により補助事業の採択決定をする等競争性の高い事業については、委託事業の企画競争の例に準じて手続きを定めて選定プロセスを実施すること。

2. 委託事業の例に準じて選定プロセスを実施することが一部困難な事業

委託事業の企画競争の例に準じて選定プロセスを実施するものの、補助事業の目的や当該事業の性質により、準じることが困難な部分がある場合には、次の点に留意の上選定プロセスを実施すること。

(1) 審査委員の選定において

複数の審査を段階的に経るなどの制度上の理由により、審査委員の人数について企画競争の例と異なる取扱いを行う場合には、当該理由等を文書により明らかにしておくこと。

(2) 公募において

① 補助事業の目的を確実に実現するため、記載内容の確認等を行った上で、差し替えや訂正を一定程度認めるような事業については、公募要領にその旨を明記し、公募のルールとすること。

② 補助事業の目的を確実に実現するため、個別の事前相談を義務付けしているなどの理由により問い合わせや相談等の対応について「審査要領」の記載事項の内容を変更する場合は、不平等な取り扱いとならないよう十分に留意して定めること。

(3) 採択において

予算の制約等や補助事業の性質等から、審査委員会を設けるもののその採択件数や配分額等は事業担当課において調整して決定するような場合については、予め採択や配分の基準を定め、公平性・公正性を担保すること。(別紙2参照)

(4) その他

(1)～(3)以外について、補助事業の性質等から委託事業に準じた選定プロセスと異なる取扱いを行う場合には、その理由を明確にしておくなど十分に説明責任が果たせるよう適切な措置を講ずること。

3. 委託事業の例に準じて選定プロセスを実施することが困難な事業

申請者をすべて採択するなど競争性が乏しいため、審査委員会を設けず事業担当課において採択や配分額を決定する事業については、透明性、公正性を確保するため、予め採択や配分の基準を作成するなどの措置を講ずること。

【本件担当】

○委託事業

文部科学省大臣官房会計課総務班

電話:03-5253-4111(内線3011)

○補助事業

文部科学省大臣官房会計課監査班

電話:03-5253-4111(内線2205)

審査委員の利害関係者に対する審査基準

委託事業の選定に際し、審査委員と競争参加者との間に利害関係が生じている場合は、原則として、次のとおり行うものとする。

(1) 「利害関係者の最低限の範囲」の設定

事業担当課は、審査委員と競争参加者との間に強い関係性を有して当該競争参加者の審査を行うことが適切ではないとみなされる例をあらかじめ設定しておく(以下「利害関係者の範囲」という。)

○利害関係者の範囲例

- ・競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合 <必須>
- ・審査委員が所属している法人等から申請があった場合 <必須>
- ・審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

※これらの例を参考に、各事業の内容に合わせてあらかじめ利害関係者の範囲を設定すること。ただし、<必須>とある事項については必ず付すこと。

(2) 利害関係の報告

審査委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で事務担当官に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理しなければならない。

① 審査委員と競争参加者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

審査委員は、その利害関係を有している競争参加者の審査から外れなければならない。

② それ以外の関係性を有している場合

審査委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、競争参加者(競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む)との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合^{*}も、その競争参加者の審査から外れなければならない。

事業担当課は、第三者機関にその見極めの判断を求めなければならない。この場合の第三者機関としては当該審査委員会が適当である。

第三者機関は、申し出のあった審査委員以外の委員の中から委員長を決め、当該審査委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、第三者機関はその判断を拒否することもできる。この場合、当該審査委員はその競争参加者の審査からは必ず外れなければならないこととなる。また、当該審査委員自らがその競争参加者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該競争参加者の審査から必ず外れなければならない。なお、事務担当課は、第三者機関による判断の結果とその理由等を必ず記録して保管しておかなければならない。

※例えば、委員自身が、企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究會メンバーにおいて緊密な関係にある者)
- ・大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

(3) 審査委員の再選定

審査委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、もはや審査の公正性を担保することができないことから、該当する審査委員を選定し直さなければならない。

補助事業の基準の例

1. 審査委員会を設けて選定する場合

外部有識者による審査委員会により、申請者の企画や事業の提案内容等を専門的な見地から評価し、採択を決定するが、担当部局において配分額を決定する事業。

《基準の参考例》

- ・評価段階を設定(S評価(査定なし)、A評価(申請額より10%査定)、B評価(申請額より20%査定)、F評価(不採択))し、予算に残額が生じる場合は、A・B評価の査定率を同率で減じる。
- ・予算に残額が生じる場合、災害対策等緊急性の高いと認められる事業の査定率を緩和する。特例的な取り扱いをする場合は、説明責任が十分に果たせるようにすること。

等

2. 審査委員会を設けない場合

事業担当課において採択や配分額の決定を行う事業

《基準の参考例》

- ・原則として、補助条件に合致していれば、申請額通りに採択。ただし、予算が不足する場合は、申請額に一律の割合を乗じて交付。
- ・(同補助金において、複数のメニューがある場合)Aメニューを優先して採択。Bメニューについては、残りの予算額の範囲にて申請額に一律の割合を乗じて交付。

等

3. その他の注意点

- ・基準の設定の際、特例的な規定がある場合は、説明責任が十分に果たせるようにすること。
- ・基準を変更する場合には、補助金の配分額を決定する前に変更手続きを完了させるなど、透明性の確保に努めること。
- ・基準は事業の申請方法によって有利不利が生じる恐れがあることから、必ずしも開示を前提とするものではないこと。
- ・負担金等の義務的な補助事業や第三者からなる審査委員会において、補助金の配分額を含めた採択を決定する事業、事前に既に採択基準を公にしている事業については、改めてその基準策定は不要であること。